

地域療育を支援します!! **障がい児等療育支援実施機関**

【機関支援（障がい児支援）】

政令市、中核市を除く府内の指定障がい児通所支援事業所、基幹相談支援センター、障がい児（者）相談支援事業所、保育所、幼稚園、学校、支援学校、市町村等の機関を対象に研修や相談に関する助言・指導等の機関支援を実施しています。

今年度の研修は、学校との連携をはじめとした事業所を取り巻く幅広い課題の解決に向け、全体研修、専門研修を行います。

事業概要

1. 研修会
 - ①療育研修（交流）会 3回/年（予定）
 - ②全体研修 1回/年（秋頃予定）
 - ③専門研修会 3回/年（1月～3月頃予定）
※ 交流（研修）会等のアンケート等をもとに実施予定
2. 機関支援 電話等による療育相談（対象：上記対象機関職員）

機関支援（障がい児支援）を実施している機関（お問合せ先）

実施機関名 （主たる相談窓口）	所在地	電話番号 FAX番号
社会福祉法人四天王寺福祉事業団 四天王寺悲田院児童発達支援センター	〒583-0868 羽曳野市学園前6-1-1	072-957-7516 072-950-1531

【機関支援（重症心身障がい児支援）】

政令市、中核市を除く府内の指定障がい児通所支援事業所を対象に研修や相談に関する助言・指導等の機関支援を実施しています。

今年度から、個別性の高い支援が必要な重症心身障がい児に対する支援技術の向上を図ることを目的に、研修、事例検討、実習・見学や専門相談会といった機関支援、相談に対する助言を実施します。

事業概要

（全職種対象）

1. 研修（全体研修・事例検討・見学等）
2. 専門相談会
3. 相談・助言（対象：上記対象機関職員）

（看護師等医療従事者対象）

1. 研修（全体研修・事例検討・見学等）
2. 専門相談会
3. 相談・助言（対象：上記対象機関職員）

機関支援（障がい児支援）を実施している機関（お問合せ先）

実施機関名 （主たる相談窓口）	所在地	電話番号 FAX番号
社会福祉法人四天王寺福祉事業団 四天王寺和らぎ苑	〒584-0082 富田林市向陽台1-3-21	0721-29-0836 0721-29-3916

【機関支援（難聴児支援）】

政令市、中核市を除く、難聴乳幼児の支援に関わる、府内の指定障がい児通所支援事業所、障がい児（者）相談支援事業所、保育所、幼稚園、学校、支援学校、市町村等の機関を対象に、訪問や来談・電話等により、支援技術に関する助言・指導等の支援を行っています。

機関支援（難聴児支援）を実施している機関（お問合せ先）

実施機関名 (主たる相談窓口)	所在地	電話番号 FAX番号
社会福祉法人大阪府肢体不自由者協会	〒540-0006 大阪市中央区法円坂1-1-35 アネックスパル法円坂内	06-6940-4181 06-6943-4661
寝屋川ぴよんぴよん教室	〒572-0837 寝屋川市早子町23-2 アドバンスねやがわ二号館	072-811-5901 072-811-5901
北摂ぴよんぴよん教室	〒566-0024 摂津市正雀本町2-21-1 イー・ティー・ワンビル2F	06-6155-6503 06-6155-6510
泉北ぴよんぴよん教室	〒590-0137 堺市南区城山台5丁1-2 ファインプラザ大阪内	072-294-8113 072-294-8113
河内長野ぴよんぴよん教室	〒586-0032 河内長野市栄町25-37 児童療育支援プラザ内	072-126-7312 072-126-7312
岸和田ぴよんぴよん教室	〒596-0076 岸和田市野田町3-13-2 大阪泉南府民センタービル内	072-423-7100 072-423-7101

【機関支援（発達障がい児の療育・支援）】

政令市を除く府内の発達障がい児の療育等を行う通所支援事業者等を対象に訪問及び実施事業所への来訪、見学・実習受け入れ等により、発達障がい児の療育等に関する助言等を行う機関支援や職員向けに発達障がい児の療育等に関する内容の研修を実施しています。

<発達障がい児の療育・支援について>

圏域	実施機関名 (主たる相談窓口)	所在地	電話番号 FAX番号
豊能	こども発達支援センター 青空（そら）	〒562-0015 箕面市稲6-15-26	072-729-0125 072-729-8100
三島	こども発達支援センター will	〒569-0071 高槻市城北町1-6-8奥野ビル2F	072-662-0100 072-662-0056
北河内	自閉症療育センター Link	〒573-0032枚方市岡東町24-10アイエス枚方ビル3F	072-841-2411 072-841-2412
中河内	発達障害支援センター PAL [☆]	〒578-0984 東大阪市菱江5-2-34	072-975-5712 072-975-5718
南河内	こども発達支援センター Sun [☆]	〒584-0012 富田林市栗ヶ池町2969-5	0721-26-7331 0721-26-7377
泉州	自閉症児支援センター Wave	〒597-0046 貝塚市東山2-1-1	072-421-3011 072-421-3011

☆の事業所は、平成29年4月から名称・所在地・連絡先が変わりました。

圏域	構成市町村
豊能	能勢町、豊能町、池田市、箕面市、豊中市、吹田市
三島	茨木市、高槻市、島本町、摂津市
北河内	枚方市、交野市、寝屋川市、守口市、門真市、四條畷市、大東市
中河内	東大阪市、八尾市、柏原市
南河内	松原市、羽曳野市、藤井寺市、太子町、河南町、千早赤阪村、富田林市、大阪狭山市、河内長野市
泉州	和泉市、高石市、泉大津市、忠岡町、岸和田市、貝塚市、熊取町、泉佐野市、田尻町、泉南市、阪南市、岬町

【障がい児等療育支援事業】

専門的なノウハウを有する障がい児（者）施設の職員が在宅の障がい児（者）とその家族を対象に、施設において、またはご家庭を訪問して、療育相談や療育指導を行います。また、障がい児の通う保育所や幼稚園、施設等の職員を対象に療育相談・指導を行います。

対象となる方：市内在住の重症心身障がい児（者）、知的障がい児（者）、身体障がい児、その他療育が必要と認められる障がい児およびその家族

費用：無料（食費などの実費を自己負担していただく場合があります）

障がい児等療育支援事業所

名 称	電 話	ファックス
	所 在 地	
風の子そだち園	6327-7715	6327-7716
	〒555-0033 西淀川区姫島 6-3-5	
あさしお園	6574-2521	6574-2524
	〒552-0004 港区夕凧 2-5-3	
ゆうなぎ園	6574-2521	6574-2524
	〒552-0004 港区夕凧 2-5-3	
キャプテンフック	6751-6788	6751-6788
	〒544-0002 生野区小路 3-18-7	
大阪市更生療育センター	6797-6681	6702-4492
	〒547-0026 平野区喜連西 6-2-55	
キンダーハイム	6609-4300	6609-7300
	〒546-0023 東住吉区矢田 6-8-29	
ふたば	6699-8731	6699-8134
	〒546-0035 東住吉区山坂 5-11-21	
クリエバ	6567-7115	6567-7116
	〒557-0025 西成区長橋 3-1-17	
ひかり	6684-2000	6684-2700
	〒559-0014 住之江区北島 2-8-10	
大手前整肢学園	6775-1900	6775-1905
	〒543-0027 天王寺区筆ヶ崎町 5-30	
それいゆ	6925-5510	6925-5600
	〒536-0007 城東区成育 3-7-16	
子ロバキッズひろば	6924-1123	6924-1124
	〒534-0011 都島区高倉町 2-9-27	

AI STATION

あい・すてーしょん



【事業内容】

障害のある児童や発達に不安のある児童の地域における生活を支えるため訪問や外来による療育、相談支援や保育所等への技術指導を行います。

- ① 自宅への訪問による相談、指導
- ② 事業所への通所による相談、指導
- ③ 保育所や障害児通所支援事業所の職員への指導、助言



【事業を利用できる方】

- ① 市内在住の障害のある児童その他療育の必要な児童及びその保護者
(ただし、障害児通所支援、障害児入所支援又は障害福祉サービス等を利用している場合は対象外)
- ② 施設支援指導事業の対象者は、障害児通所支援事業所、学校、保育所等の関係機関

【利用希望する場合は】

下記の指定実施機関へ直接電話等で連絡してください。利用料は無料です。

【指定実施機関（代表事業所）】

(R2.6.1 現在)

法人名	代表事業所名	事業所所在地	電話番号 ファックス番号	他の事業 実施場所
社会福祉法人 コスモス	コスモス地域福祉活動センターえると	東区野尻町 8 番地 4	☎ 288-1050 Fax 288-1717	堺区 南区 北区
社会福祉法人 堺あすなろ会	Link にわしろ	南区庭代台 2 丁 7-2	☎ 291-1600 Fax 291-2600	中区
社会福祉法人 大阪府肢体不自由者協会	障がい児通所支援 泉北ぴよんぴよん教室	南区城山台 5 丁 1-2 ファインプラザ大阪内	☎ 294-8113 Fax 294-8113	
社会福祉法人 堺市社会福祉事業団	堺市立第1つぼみ園	南区城山台 5 丁 1-4	(申込・問合せ) 療育の窓 おおぞら ☎ 294-7943 Fax298-0216	西区
NPO 法人 ぴーす	ぴーすの児童デイびころ	北区百舌鳥梅町 3 丁 39-32	☎ 242-7765 Fax 250-9061	
社会福祉法人 大阪手をつなぐ育成会	支援センターしらさぎ	東区白鷺町 2 丁 9-32	☎ 285-5521 Fax 288-2026	
社会福祉法人 こころの窓	青い鳥初芝教室	東区日置荘西町 4- 36-11 野里ビル 1 階	☎ 320-7898 Fax 286-2268	

★ 地域支援特別事業実施機関

あそびの場、保護者交流の場、学習会、親子の居場所、「あいふぁいる」活用セミナー等の事業を行っています。

【本事業についての問い合わせ先】

堺市 子ども青少年局 子ども青少年育成部 子ども家庭課 障害児支援係

☎ 228-7331 Fax 228-8341

たんの吸引等の制度について

「社会福祉士及び介護福祉士法」が改正され、平成 24 年 4 月 1 日より、一定の研修課程を修了した介護福祉士及び介護職員等においては、医師の指示、看護師等との連携の下でたんの吸引等の行為を実施することができるようになりました。

対象となる医療行為は

- ① 口腔内のたんの吸引
 - ② 鼻腔内のたんの吸引
 - ③ 気管カニューレ内の痰の吸引
 - ④ 胃ろう又は腸ろうによる経管栄養
 - ⑤ 経鼻経管栄養
- です。

対象者及び必要とする行為により 3 種類の認定があります

- 第 1 号認定 不特定の方に対して①～⑤すべての行為を行える為の認定
- 第 2 号認定 不特定の方に対して①～⑤の任意の行為を行える為の認定
- 第 3 号認定 特定の方に対して①～⑤の行為のうち特定の行為のみ行える為の認定

不特定：複数の職員が複数の利用者に喀痰吸引等を実施する場合

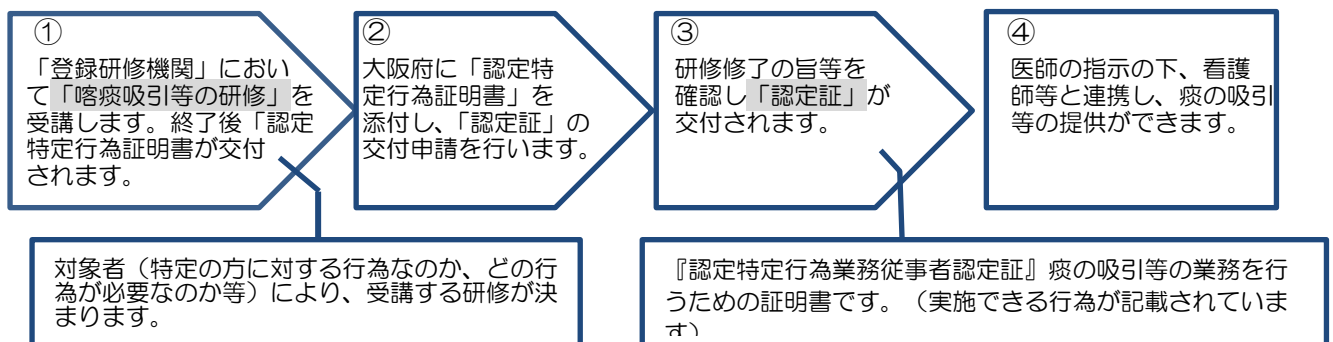
特 定：在宅の重度障がい者に対する喀痰吸引等のように、個別性の高い特定の対象者に対して特定の介護職員が喀痰吸引等を実施する場合

※ 第 1～3 号の各認定を受けるためには、それぞれに必要な研修を受講し、その後大阪府（都道府県）へ認定証交付申請が必要です。

認定証の交付を受けていない介護職員等は喀痰吸引等の行為を行うことは出来ません。

認定書交付申請の流れ

現在、介護職員として事業所や施設に就業している場合



登録事業者とは

○痰の吸引等を業として行うためには、登録事業者となる必要があります。登録事業者となるには、事業所が登録条件を満たしている旨、大阪府に登録申請することが必要です。

登録研修機関とは

○介護職員等が「第1号認定」～「第3号認定」認定を受けるために必要な「喀痰吸引等の研修」を行う研修機関です。

○登録研修機関となるには、都道府県への登録申請が必要です。

よくあるお問い合わせ

Q 登録研修機関以外で実地指導を受けたが、認定証の申請ができるか。

A 登録研修機関以外で受ける実地研修は、喀痰吸引等の認定を受けるための研修ではありません。

したがって、登録研修機関で実地研修を受講してください。

※登録研修機関は大阪府以外の都道府県で登録されていても問題ありません。

Q 第1号の認定証を所持している。今回、人工呼吸器を装着している利用者に対して喀痰吸引等の行為を行ってもよいか。

A 第1号の認定証に「人工呼吸器装着有」の記載があれば問題ありません。 記載がなければ人工呼吸器装着者に対して行為は出来ません。 再度、人工呼吸器装着者に対する実地研修を受講の上、認定証の申請が必要です。

※申請書類、研修機関一覧、詳しい制度等の案内については、大阪府のホームページもご参照下さい。

(<http://www.pref.osaka.lg.jp/chiikiseikatsu/shogai-chiki/h23tantokuteikensyuu.html>)

○ご注意ください

以下の場合には登録の取消し又は業務停止等の処分対象となることがあります。

- ・ 実地研修が修了していない介護福祉士に喀痰吸引等業務を行わせた場合
- ・ 介護福祉士に対し、要件を満たさない実務者研修を実施し、修了証を交付した場合
→ 登録事業者の取消等の処分（社会福祉士及び介護福祉士法第48条の7）
- ・ 介護福祉士が実地研修を受けずに喀痰吸引等を行った場合は、信用失墜行為違反となり、登録の取消し又は名称使用停止など行政処分の対象となることがあります。
→ 介護福祉士等の信用失墜行為の禁止（同法第45条）

連絡先 大阪府福祉部障がい福祉室
生活基盤推進課指定・指導グループ
Tel 06-6944-6026
Fax 06-6944-6674

介護福祉士が事業所において、喀痰吸引業務を行うまでの流れ

※喀痰吸引等業務を行うためには、実地研修を修了する必要があります

介護福祉士養成施設で「医療的ケア」の教育または「実務者研修」を修了している介護福祉士
※該当者については、裏面注1参照

実務者研修（医療的ケア）を修了していない介護福祉士

「実務者研修」を受講または登録研修機関にて基本研修（講義 50 時間＋演習）を受講

勤務先の事業所（施設）において、必要な行為についての
実地研修を受講

※事業所（施設）は、厚労省通知喀痰吸引等研修実施要綱（H24. 3. 30 社援発 0330 第 43 号）別添 2 に定める審査方法に留意して、修得程度の審査等を行う。

※事業所（施設）は、大阪府へ「登録喀痰吸引等事業者」としての登録届出が必要。すでに「登録特定行為事業者」として登録がある事業者は、**業務方法書及び実地研修責任者の変更登録届が必要。**
（必要書類等については、大阪府のホームページにて確認）

登録研修機関において
実地研修を受講

事業所（施設）から、「実地研修修了証明書」を受領

登録研修機関から「研修
修了証明書」を受領

（財）社会福祉振興・試験センターに、実地研修を修了した
喀痰吸引等行為の登録申請を行う ⇒ 登録証に付記され
た喀痰吸引等の行為が可能

※注 2

大阪府へ第 1 号研修または
第 2 号研修修了者として認
定書の交付申請を行う。

※事業所（施設）は「登録喀痰吸引等事業者（登録特定行為事業者）登録変更届出書」により
喀痰吸引等を行う介護福祉士・認定特定行為業務従事者の名簿の変更を行う。

* 「登録喀痰吸引等事業者」は、実地研修修了証の交付を受けた介護福祉士の修了者管理簿
を作成し、修了証の交付状況を定期的に（少なくとも年 1 回以上）大阪府へ報告する。

※注1 実務者研修（医療的ケア）を修了している介護福祉士について

- ・平成30年1月に試験を受け3月に介護福祉士資格を取得した者以降は、実務者研修（医療的ケア）を修了しています。
- ・上記以前に介護福祉士資格を取得した者は、医療的ケアまたは実務者研修を修了していない可能性があるため、必ず書面で修了を確認する必要があります。

※注2 登録研修機関で実地研修を修了した介護福祉士について

- ・登録研修機関で実地研修を修了した者は、認定特定行為業務従業者として認定を受け、喀痰吸引等行為を行うことも可能です。

○用語について

「登録喀痰吸引等事業者」

- …社会福祉士及び介護福祉士法第48条の三および同法施行規則第26条の二に規定。介護福祉士が喀痰吸引等を行う事業者。

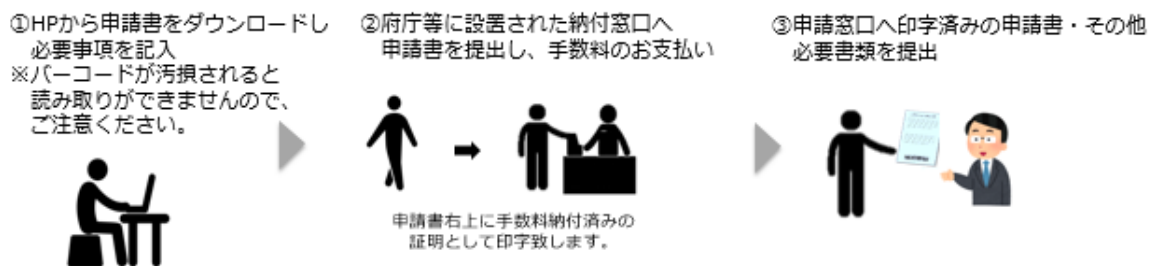
「登録特定行為事業者」

- …同法附則第20条に規定。認定特定行為業務従業者が特定行為を行う事業者。

新たな手数料納付方法について

- ・第1号・第2号の研修修了者が従事する事業所を登録する場合や、不特定認定証の交付申請をする場合は手数料の納付が必要です。
- ・下記2種類からお選びいただけます。

●POSレジによる現金収納（主に来庁による申請方法）



●コンビニにおける収納（主に郵送による申請方法）

※一部選択いただけないコンビニもございます。コンビニ取扱手数料が別途必要です。

